

思わぬ事故に備えて家族みんなで加入しましょう

交通災害共済



東北信市町村交通災害共済は、交通事故にあわれた方を救済するための支え合い共済です。2月上旬に町から各世帯へ送付する「交通災害共済加入のご案内」通知ハガキをご持参の上、所定の金融機関で掛金の納入をしてください。

令和4年3月31日までに申し込みをされた方は、令和4年4月1日から加入できます。どうぞお早めにお申し込みください。

共済掛金(年額)

15歳以上 400円 15歳未満は町による公費負担となります(平成19年4月2日以降生まれの方)。

共済期間

4月1日～令和5年3月31日

(※ただし、4月1日以降に申し込みをされた方は、申し込みの翌日から令和5年3月31日まで)

納入場所

- (株)八十二銀行本支店 ●上田信用金庫本支店 ●佐久浅間農業協同組合御代田支所
- 郵便局・ゆうちょ銀行(長野、新潟県内に限る) ●役場会計課(1階1番窓口)

交通事故が発生したら

交通事故で負傷したときは、すぐに最寄りの警察署に届け出てください。その後、役場総務課へ事故の報告をし、見舞金の請求の相談をしてください。申請用紙等は総務課庶務係(役場2階15番窓口)にてお渡しします。請求期限は、事故発生日から2年以内です。

【共済見舞金】

種別	区分及び算定	共済見舞金の額	
死亡見舞金	死亡の場合	200万円	
傷害見舞金	傷害基礎見舞金	2万円	
	入院1日当たり	2千円	
	通院1日当たり	1千円	
障害見舞金	障害者手帳等 (植物症は1級、2級と同等)	1級、2級	100万円
		3級	60万円
		4級	25万円

1. 入院をされた場合、傷害基礎見舞金に入院の金額を加算します。2日以上入院が支給対象となります。
 2. 傷害見舞金の支給上限は40万円です(障害見舞金との併給可)。
 3. 事故が原因で入院され死亡した場合、最初に傷害見舞金等を受給したときは、死亡見舞金から傷害見舞金等を除いた金額をお支払いします。
 4. はり、灸、マッサージなどの健康保険適用外治療は、主治医師の同意書がある場合のみ見舞金をお支払いします。
 5. 同じ日に2回以上の診療があっても1回とします。
 6. 共済見舞金のほかに、原本に限り、交通事故証明書600円、診断書にあっては、2通までを対象に実費(上限5,000円/1通)をお支払いします。診断書料の金額の分かるものがが必要です。
- ※上記共済見舞金は、令和3年4月1日以降に発生した交通事故について適用されます(令和2年4月1日～令和3年3月31日に発生した事故については、旧制度が適用されます。詳しくはお問い合わせください)。

問い合わせ先 総務課庶務係(32)3111

教育委員会辞令交付

令和3年12月20日に任期満了となった教育長茂木伸一氏が12月町議会定例会において議会の同意を得て再任されました。任期は令和3年12月21日から令和6年12月20日までの3年間です。また、教育委員会委員屋代司氏の任期満了に伴い、後任教育委員として市川和明氏が議会の同意を得て任命されました。任期は令和3年12月15日から令和7年12月14日までの4年間です。



新教育委員 市川和明氏



教育長 茂木伸一氏(右)
辞令交付の様子

教育委員会とは

教育委員会は町に置かれる行政委員会(選挙管理委員会、農業委員会、監査委員などがあります。)の一つで、教育長1人と教育委員4人で構成されています。いずれも町長が町議会の同意を得て任命しています。教育委員会では町教育行政における重要事項や基本方針を決定しています。

住民自らが創意工夫し企画したまちづくり事業を支援

御代田町ふるさと納税住民活動応援事業支援金 ～令和4年度の事業を募集します～

「御代田町ふるさと納税住民活動応援事業支援金」は、公共的な活動を行っている団体の皆さまが自ら創意工夫して企画したまちづくり事業に対し、ふるさと納税を原資として応援する制度です。

応募いただいた中で採択された事業に順番をつけて、ふるさと納税による寄付が事業を実施できる額に達するごとに採択事業に支援金を交付するものです。

公共性や独創性のあるまちづくりに関する事業の経費の一部を補助し、団体の皆さまの自立・活動を支援していくものになっています。令和4年度事業について、以下のとおり募集しますので、ぜひご活用ください。

対象団体 町内に住所を有する者で構成する団体

対象事業 次の要件を備えた事業が対象です。

- 不特定多数の者の利益に繋がる事業(公共性) ●地域住民が協働し、コミュニティの形成ができる事業(協調性)
 - 独自の発想や新たな展開が期待できる事業(独創性) ●波及効果や新たな展開が期待できる事業(発展性)
 - 計画や費用に実現性・継続性が期待できる事業(実現性・継続性) ●他の補助を受けていない事業
- また、令和4年度中に事業が完了することが必要です。

対象外事業 継続的に実施している定着したイベントや行事、備品などの購入が主となる事業、政治・宗教・反社会的活動を目的とする事業などは対象となりません。

※団体構成員への人件費、団体構成員の視察などの旅費、食糧費など対象にならない経費もありますのでご注意ください。

支援金額 補助対象経費の4/5(上限50万円)

募集締め切り 2月25日(金)必着

応募方法 必要書類を企画財政課企画係へ提出してください。様式等は、町ホームページからダウンロードできるほか、企画財政課(役場2階13番窓口)にも用意してあります。

決定 3月に開催予定の選定委員会で審査を実施し、採択事業を決定します。

問い合わせ先 企画財政課企画係(32)3112